



宮 崎 県 公 報

令和元年8月22日(木曜日) 第32号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知(2件)……………(“) 1
- 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加

頁

- 者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………(管理課) 2
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………(“) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 4

告 示

宮崎県告示第 243号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町川水流字上ノ水流卯1810- 119、卯1810- 129
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字上ノ水流卯1810- 119・卯1810- 129(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 244号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字田尻 896-14(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 245号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 延岡市浦城町1209-3(次の図に示す部分に限る。)、1210-1、1210-4、1210-6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

1209-3・1210-4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第246号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 延岡市浦城町1209-3(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
1209-3(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第247号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア～カ [略] キ 第11条第1項第3号又は第4号に該当することにより入札参加資格の認定を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過しないもの (2) [略] | (入札参加者の資格) 第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる者でないこと。 ア～カ [略] キ 第11条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することにより入札参加資格の認定を取り消された者で、その取消しの日から2年経過後の直近の定期認定(次条に規定する定期の入札参加資格の審査に係る認定をいう。)の日の属する年の3月31日を経過しないもの (2) [略] |

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第11条第1項第2号から第4号までのいずれかの規定により入札参加資格の認定を取り消されている者の入札参加資格については、この告示による改正後の県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第3条第1号キの規定にかかわらず、なお従前の例による。

宮崎県告示第248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月22日から同年9月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

| | | | | | |
|----|---------------------------|---|----------|------|-------|
| 見線 | 町5192番1地先から同市同町5193番5地先まで | 新 | 7.0～27.6 | 13.9 | 118.0 |
|----|---------------------------|---|----------|------|-------|

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|-------|-----|-------|------|-------------|----------|
| 235 | 県道 | 檜原細 | 延岡市小川 | 旧 | 7.0～ | 118.0 |

宮崎県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年8月22日から同年9月5日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|--------------------------------|-----------|
| 235 | 県道 | 檜原細見線 | 延岡市小川町5192番1地先から同市同町5193番5地先まで | 令和元年8月22日 |

宮崎県告示第250号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 芳土元村地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

| 標柱番号 | 標柱の存する土地 |
|------|--------------------|
| 1 | 宮崎市大字芳土字祝田1333番 |
| 2 | 〃 〃 〃 1333番 |
| 3 | 〃 〃 字人ノ前2033番1 |
| 4 | 〃 〃 〃 2033番1 |
| 5 | 〃 〃 〃 2045番 |
| 6 | 〃 〃 〃 2045番 |
| 7 | 〃 〃 〃 2045番 |
| 8 | 〃 〃 〃 2045番 |
| 9 | 〃 〃 〃 2029番 |
| 10 | 〃 〃 〃 1997番1 |
| 11 | 〃 〃 〃 1997番1 |
| 12 | 〃 〃 〃 1997番3 |
| 13 | 〃 〃 〃 1997番3 |
| 14 | 〃 〃 〃 1985番1 |
| 15 | 〃 〃 字祝田1106番2地先道路敷 |
| 16 | 〃 〃 〃 1342番5 |

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月22日

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス大塚台店
宮崎市大塚台西一丁目2-4
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
小売業者未定
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年4月2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,647㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 67台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
A棟南側 16台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
A棟南側(荷さばき施設No.1) 52㎡
B棟西側(荷さばき施設No.2) 28㎡
合計 80㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟南側(廃棄物等保管施設No.1) 15.69㎡
B棟西側(廃棄物等保管施設No.2) 4.76㎡
合計 20.45㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時(ダイレックス株式会社)
24時間(小売業者未定)
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側及び東側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日
令和元年8月1日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
令和元年8月22日から令和元年12月23日まで
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年8月22日から令和元年12月23日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和元年8月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 児 玉 久 美 | 西都市大字加勢1994番地 |